

令和8年8月4日

件名 住環境改善助成事業におけるエアコン工事の申請方法の変更について

近年の夏季における記録的な猛暑は、市民の生命及び健康に対する深刻な脅威となっています。

本市では、生死にかかわる危険な暑さから市民の身を守り、迅速なエアコン設置を支援するため、高崎市住環境改善助成事業のうち、エアコン設置に係る助成手続きを下記のとおり見直しを行いました。

記

1 申請方法の変更点

(1) 変更前（2回申請）

- ・助成要件を満たしているか確認するための事前申請
- ・工事内容から助成金額を確定するための本申請

(2) 変更後（1回申請）

- ・事前申請と本申請を同時に受け付けることで、申請手続きが1回で完了。
- ※これにより、申請から1週間程度で工事に着手できます。

2 実施時期

令和8年8月3日（月）受付分より

3 周知方法

市ホームページに掲載するとともに、公民館、長寿センター等の市関連施設67箇所のほか、高齢者安心センターなどに別紙資料を配布し市民に周知します。

【本件に関する問い合わせ】

建設部建築住宅課

電話：027-321-1266

高崎市 住環境改善助成事業 エアコン申請が もっと早く！もっと簡単に！

申請の手続きは
「1回」だけ！

手続きが早く・便利になりました



エアコン申請の流れ



このような方が対象です

高崎市内の持ち家に住んでいる方

世帯の中に前年所得が400万円を超える方がいない、市税の滞納がない方

今までにこの助成金をもらっていない方

高崎市内の業者に工事を依頼する方

ご注意ください！

市からの「決定通知」が届く前に工事を始めたり、代金を支払うと
助成金がもらえなくなります！

生死にかかわる危険な暑さから命を守るため、ぜひご利用下さい。

お問合せ・お申込み窓口

高崎市役所 建築住宅課（本庁9F）

【申請期限】

8月31日まで

027-321-1266

※各支所建設課でも受付しております。